

令和 3 年度 事業報告書

令和 3 年 4 月 1 日から

令和 4 年 3 月 31 日まで

学校法人 牧落八幡学園

保育理念

身体活動を数多く経験する中で、体を動かす楽しさや喜びを感じ、身体能力を高めるとともに、自信をもって次の活動に取り組む意欲となる。豊かな自然環境の中で、自然現象を感覚的に受け止めたり、動植物と触れ合って生命の大切さを知ったり、地域の様々な環境の中で豊かな体験をする。園に関わる多くの人との温かいふれあいが、人々への絶対的な信頼感として培われていく。

保育の基本方針

自然の中で仲間と共に思いきり遊ぶことによって生きる力の基礎を育てる

保育目標

◎たくましく生き生きと遊ぶ子ども

- ・よいところをしっかりと褒めて、自信をつける
- ・子どものやりたい気持ちを大事にする
- ・自分の思いを相手に伝える力をつける

◎やさしく思いやりのある子ども

- ・子どもにその子のよいところをしっかりと伝える
- ・絵本等を用いて、気持ちの伝え方を一緒に考える
- ・保育者自身もやさしい気持ちで接する

◎主体的に物事に取組み、最後までがんばる子ども

- ・達成感を味わえるようにする
- ・失敗の繰り返しを見守り、がんばる姿を認めチャレンジを促す
- ・一人一人の子どもががんばっているところを少しでも見つけ、褒める
- ・遊ぶときと話を聞くときのメリハリをつける

◎心豊かに感じ、のびのびと表現する子ども

- ・子どもたちの話をしっかりと聞き、共感する
- ・個々の子どものよいところを大切にする
- ・子ども一人一人の表現の仕方を認める

【法人の基礎情報】

名 称 学校法人 牧落八幡学園（昭和57年3月31日法人設立）

代表者 理事長 北 島 將 孝

住 所 箕面市牧落2丁目12番41号

電 話 072-722-2855

F A X 072-734-6686

<http://makiochiyouchien.jp/index.html>

E-mail:info@makiochiyouchien.jp

役 員 （理 事）6名（監 事）2名（評議員）13名

設置する認定こども園

名 称 幼保連携型 認定こども園 牧落幼稚園

住 所 箕面市牧落2丁目12番41号

《施設関係》

- ・園地総面積／1,622㎡
- ・園庭面積／747.2㎡
- ・園庭遊具／鉄棒、大型複合遊具、砂場、据え置き式自動車型遊具
- ・設備施設／ホール、子育て支援室、全室エアコン、床暖（乳児クラスのみ）、給食室
- ・安全対策／モニター付きインターホン、オートロック門、さすまた、保護者の名札着用
消防への緊急通報ボタン、防犯カメラ

【令和3年度報告】（令和4年3月31日時点）

《園児数》

認可定員		1号：105名			2号：30名			3号：30名									
園児		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児			4歳児			5歳児			合計			
		3号			1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	3号	合計
平成31年	利用定員	6	12	12	30	10	40	35	10	45	40	10	50	105	30	30	165
令和元年	定員	3	12	12	20	14	34	33	13	46	35	5	40	88	32	27	147
令和2年	利用定員	6	12	12	30	10	40	35	10	45	40	10	50	105	30	30	165
	定員	0	12	12	27	12	39	20	14	34	33	13	46	80	39	24	143
令和3年	利用定員	3	0	12	30	13	43	30	13	43	30	14	44	90	40	15	145
	定員	2	0	11	19	13	32	30	11	41	24	12	36	73	36	13	122

《職員数》

年度	学園長	園長	副園長	事務長	事務員	保育教諭	看護師	体育講師	栄養士	調理員	計
令和3年度	1	1	1	1	1	29	1	1	1	3	40

《法人運営》

・ 諸会議

理事会 3 回、評議会 3 回

《組織体制・人材育成》

・ 令和3年4月1日～令和4年3月31日

《職員動向》	正規職員	契約職員	パート職員	派遣職員	合計
新規採用	0名	0名	1名	0名	1名
育児休暇取得	0名				0名
退職	1名	0名	9名	1名	11名

(人材確保) 学生に直接園の魅力を伝える為、学生の実習・ボランティア・インターシップを出
来るだけ多く受託。

(外部研修) 府教委主催新任教員研修ほか、全日私幼・大私幼・市教委・チャイルドネット、人
権、特別支援教育に関する研修会、オンライン研修参加

《保育内容》

【保育時間】(1号) 月・火・木・金曜日 午前9時00分～午後14時30分
水 午前9時00分～午前11時30分
(2号・3号) 月～土曜日 午前7時30分～午後18時30分

【行事計画】

4月／入園進級式

6月／交通安全教室

7月／サマークラス(4歳児)

8月／夕涼み会

10月／運動会

11月／日帰り合宿(5歳児)、七五三詣り、お店屋さんごっこ、ミニ動物園

12月／クリスマス会、マラソン大会(5歳児)

2月／豆まき、劇あそび

3月／ひな祭り、卒園式、修了式

その他／お誕生会、避難訓練

《保育料、費用等》

項目	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
制服代				19,050	19,050	19,050
用品代	4,780	4,780	4,780	5,090	5,560	9,760
合計	4,780	4,780	4,780	24,140	24,610	28,810

《設備整備》

(園舎) 第1園舎 2F保育室の床の木質化、救護室の設置

(園庭) 大型複合遊具の設置、植物の状態を点検し維持管理、必要に応じた剪定・伐採

(その他) 玩具絵本、保育教材の購入、看護用ベット

《地域》

《子育て支援事業》

事業名(回数)	延べ人数
一時預かり事業(一般型一時保育事業)	1,076人
どんぐり広場(未就園児親子教室)	24組
いちごクラス(就園前児童対象)	8組

《地域団体・福祉事業》

- ・青少年守る会主催 地域運動会(⇒令和3年度は中止)
- ・老人デイサービスへの訪問(⇒令和3年度は中止)

《財務》

	令和3年度	令和2年度	前年比較	前年比
事業活動収入計	130,332,089	150,116,518	-19,784,429	86.82%
事業活動支出計	129,354,369	130,860,645	-1,506,276	98.85%

	令和3年度	令和2年度	前年比較	前年比
経常収入	130,333,611	150,118,073	-19,784,462	86.82%
人件費比率	65.85%	65.07%	0.79%	0.79%
経常収支差額比率	2.97%	12.83%	-9.98%	-9.98%
教育活動収支差額比率	0.75%	12.83%	-12.08%	-12.08%

【経営状況はどうか】

《経常収支差額比率＝2.97%》

＝経常収支差額／経常収入（教育活動収入計＋教育外活動収入計）

この比率は、通常の事業活動の収支バランスを表し、比率が高ければ高いほど経営に余裕があり、財務的に健全経営が行われていることとなります。逆に、比率が大きなマイナスの場合は、財政がひっ迫していることになり、経営改善が必要となります。

令和元年度の全国平均は、7.0%（大阪府は、3.9%）

前年度より、予想していた園児数の減少は現実のものとなった。利用定員の変更等も行っており大幅な給付費の減額はなかった。

また、4月に園庭の改修工事、8月保育室の改装等、大掛かりな工事等による減価償却費の増額など目に見えない支出もあり、全体的に支出の増額に繋がった。

令和4年度は、職員数の確保により受け入れ人数の拡大は期待できるが、全園児の給食提供をするための工事、また委託費用など今までと別の費用の増額が懸念される。

《教育活動収支差額比率＝0.75%》

（教育活動収支差額／教育活動収入計）

この比率は、本業である教育活動の収支バランスを表し、本業である教育活動の範囲内で、どの程度余裕を持って運営できているかを把握することができます。経常収支差額比率同様、この比率が高ければ高いほど、施設設備の投資に充てる資金を確保することとなります。但し、教育研究費が十分効果的に支出されているかという観点から判断も必要となります。

今年度は昨年度より大幅に下がっている。

原因としては、園児減少による収入減が大きな要因である。

資金の様子を精査しながら、必要に応じては更なる借入も検討しなければならない。

【支出の要素】

《人件費比率＝65.85%》

＝人件費／経常収入

人件費は事業活動支出の中で最大の支出要素であり、この比率が、適正水準を超えると経常収支の悪化となります。数値は低い方が良いが、園児数・クラス数等園希望を考慮して適切に判断する必要があります。

令和元年度の全国平均は、61.4%（大阪府は、60.0%）

前年度に引き続き、給与等の改定は積極的に行っているが、数値に大きな変化もなく安定している。

【翌年度繰越支払資金】

当年度の保持すべき資金(第4号基本金)の額を相当上回る学の支払資金を保持できているので、資金繰りは問題ない。

自己評価については、確実に実施し公表し、内容を精査・検討し新年度の評価項目を策定することとした。

(※参考)【基本金】 学校法人会計基準に内容、種類が以下の通り規定されている。

第29条 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

第30条 学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

- 一 学校法人が設立当初に取得した固定資産(法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第三項の規定による特別の会計を設けた際に有していた固定資産)で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校(専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。)の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額
- 二 学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額
- 三 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額
- 四 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額

前年度の消費支出の人件費(退職金を除く)、教育研究経費及び管理経費(それぞれ減価償却額を除く)、借入金等利息の合計を12で除した額で100万円単位。
--